

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 20 日現在

機関番号：32617

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730033

研究課題名（和文） 立法手続法の体系化

研究課題名（英文） systematization of legislative procedure law

研究代表者

奥村 公輔 (OKUMURA KOSUKE)

駒澤大学・法学部・講師

研究者番号：40551495

研究成果の概要（和文）：まず、従来検討されていない修正権に着目し、フランスの議論を検討し、日本への示唆を得た。つまり、修正権行使には内容上の制約があること、また、内閣修正の場合には法律案提出とは異なる制約に服することである。次に、「法律案提出手続」に司法審査が及ぶかが議論されていないが、フランス憲法院が立法手続の裁定者としての役割を有している点に示唆を得て、「内閣提出法律案提出手続」が法律で規定されている以上、内閣がこれに違反すれば、裁判所は裁定者として審査を行う必要があると結論付けた。

研究成果の概要（英文）：At first, It focused on the right of amendment which traditionally was not fully examined in Japan, and I examined the argument of France for what kind of restrictions the exercises have. And I obtained the suggestion to Japan. It is that the exercises of the right of amendment may involve the restrictions on contents, and the amendment by government may obey different restrictions from the presentation of bill. Secondly, Japanese doctrines have not argued whether a judicial review reaches to "the procedure of presentation of bill". I obtained the suggestion at the point that Conseil constitutionnel of France has a role of a referee in legislation procedure. And I concluded that since "the procedure of presentation of governmental bill" was prescribed by law, when the government violated the procedure, the court needed to examine it as a referee.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：憲法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：比較憲法、フランス法、議会法、立法学、法律案修正権、立法手続と司法審査、憲法訴訟論

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来の憲法学は、立法手続に関する法、すなわち、「立法手続法」についてあまり関心を示してこなかった。それゆえに個々の立法手続に関する解釈論はほとんど展開されてこなかった。とりわけ、立法手続のうち、法律案提出手続については従来の憲法学はほぼ無関心であったと言える。

(2) また、従来の憲法学は「議事手続と司法審査」というテーマについては議論を蓄積してきたが、それは、司法審査が「議事手続」、すなわち、「議院での審議・議決手続」に及ぶかという議論であった。したがって、従来は、「議事手続」以外の立法手続、例えば、代表的なものとして「法律案提出手続」について司法審査が及ぶかどうかは全く議論の

対象とはなっていないかった。

2. 研究の目的

(1)本研究は、まず、従来日本の憲法学説が検討してこなかった「立法手続法」、特に「法律案提出手続法」に焦点を当て、これに関する個々の解釈論を検討し、「立法手続法」、特に「法律案提出手続法」を体系化することを目的とする。

(2)また、併せて、「法律案提出手続」に対する司法審査が及ぶかどうかを検討することも目的とする。

3. 研究の方法

(1)フランスにおいては、裁判的機関であるとされる憲法院が、立法手続全般の「憲法」適合性を統制している。ここで言う「憲法」は、「憲法規範性ブロック」と呼ばれるものであり、憲法典だけではなく、憲法附属法(*loi organique*)や、場合によっては議院規則なども含まれている。それゆえ、フランスにおいては法律案提出手続を含めた立法手続全般に関する解釈論について、実務上及び学問上の議論の蓄積がある。したがって、本研究は、まず、フランスにおける個々の法律案提出手続に関する憲法院の判例や学説による解釈論を検討し、日本における個々の法律案提出手続に関する解釈論への示唆を検討する。

(2)次に、前述の通り、フランスの憲法院は、法律案提出手続を含む立法手続全般において裁判的統制を行っているが、これは憲法院が設立当初は議会や内閣及び様々な機関の権限を裁定する政治的機関としての役割を有しているからである。この役割は、憲法院が人権保障機関としての役割を有するようになった現在においても変わらず認められている。すなわち、フランスの憲法院は、立法手続における裁定者としての役割を有しているのである。

日本においては、「議事手続」、すなわち、「議院での審議・議決手続」は憲法典、国会法、議院規則などによって規律されている。また、「議員提出法律案提出手続」は国会法及び議院規則によって規律されている。これに対して、「内閣提出法律案提出手続」は、内閣法や内閣法制局設置法などの法律によって規律されている。換言すれば、国会は、法律を通じて、内閣の法律案提出権の行使を規律しているのである。したがって、「議事手続」及び「議員提出法律案提出手続」に違

反することが行われても、それはもっぱら国会及び議院内部の問題であり、議院の運営自律権によって司法審査を排除されるが、「内閣提出法律案提出手続」に違反することが行われれば、それは内閣が国会の課した手続準則を破ったことになるので、それを裁定する必要があると思われる。この点、フランスの憲法院による立法手続の裁定という視点を取り入れることはできないか検討する。

4. 研究成果

(1)主要な成果の第一として、曾我部真裕＝赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開上巻』(信山社、2012年)において、「法律案修正権の行使とその限界」[761-796頁]と題する論文を執筆したことが挙げられる。本稿では、個別の法律案提出手続の具体的解釈論の検討については、本研究開始以前に、法律案に関する諮問機関への諮問手続及び閣議での審議決定に関する論稿を発表したもので、原案としての法律案ではなく、法律案に対する修正、すなわち、「修正案提出手続」に着目した。この点、従来日本の憲法学においては、「修正案提出手続」、すなわち、法律案修正権の行使に関してはほとんど研究がなされていない。換言すれば、修正案提出においていかなる制約があるのかは、日本においては議会実務上も学説上もほとんど関心を払ってこなかったのである。これに対して、フランスにおいては、議会及び裁判実務上においても学説上においてもこの点に関して議論の蓄積があるので、このフランスの議論を検討し、日本への示唆を得、以下の2点を結論付けた。すなわち、修正権を行使するには内容上の制約がありうるのであり、無条件には認められないこと、また、内閣修正においては内閣による法律案提出手続とは異なる制約に服し得ること、である。これらは修正権について検討してこなかった従来日本の実務及び学説に再考を迫ることになる。

なお、本研究分野との近接した採択課題「衆議院事務局の未公開資料群に基づく議会法制・議会先例と議院事務局機能の研究」(基盤研究(A)、平成21～23年度、研究代表者:大石眞)の第5回研究会(平成23年7月23日実施)において、本稿に基づく研究報告「法律案修正権の行使とその限界」を行った。

(2)主要な成果の第二として、論文「三者間構造としての『内閣提出法律案提出手続と司法審査』(駒澤法学13巻2号、査読無、2013年、未発行のためページ数未定)を執筆したことが挙げられる。本稿では、「内閣提出法律案提出手続と司法審査」の検討に関して、

まず、そもそも国会が内閣の法律案提出権の行使を法律によって規律することができるのかどうかを検討した。内閣の法律案提出権は憲法典によって認められておらず、内閣法という法律によって認められている。この点、内閣の法律案提出権は憲法上許容されているという許容説に立てば法律による規律は認められ、憲法上要請されているという要請説に立てば、「内閣提出法律案提出手続」は法律事項であると捉えれば法律による規律は認められる。その上で、内閣が「内閣提出法律案提出手続」に違反した場合、それは内閣が国会の課した準則に違反したことになるが、これに司法審査を及ぼすことができるのかを検討した。前述のフランスの憲法院の役割から示唆を得て、次のような結論を出した。すなわち、内閣が「内閣提出法律案提出手続」に違反すればそれを裁定する必要がある、裁判所は裁定者として「内閣提出法律案提出手続」に対して審査を及ぼす余地はある、ということである。従来はこの点についてまったく議論されてこなかっただけに、このような検討は学説上大いに意義を有すると思われる。

なお、本稿に基づく研究報告として、第77回日本公法学会公募セッション報告（2012年10月6日、法政大学）において、「権力分立の一断面としての立法手続」と題する研究報告を行った。

(3)また、フランス憲法判例研究会編 編集代表辻村みよ子『フランスの憲法判例 II』（信山社、2013年）の公刊に関わり、その中において、「42 法律の規範性と明瞭性」207-210頁と題する論稿を執筆した。この論稿はフランスの1つの憲法院判例に関する判例評釈であるが、当該判例においては、法律案の修正手続の憲法適合性が争われており、この判例の検討を通じて、フランスの立法手続における「議会審議の明瞭性・誠実性」という準則の内容を明らかにした。これにより、フランスの議事手続の1つに関する解釈論に関する知見を深めることができた。

(4)さらに、フランスの立法を紹介する論稿である「公共政策の評価における議会と会計監査院の役割」（日仏法学27号、2013年、未発行のためページ数未定）を執筆した。本稿は、「政府活動の統制及び公共政策の評価に関する国会の手段を強化する2011年2月3日法律第140号」を紹介するものであるが、政府活動の統制及び公共政策の評価は広い意味では立法手続に関わるものであり、この法律を検討することを通じて、フランスの立法手続周辺分野に関する知見を深めることができた。

(5)最後に、これらの作業と連携しながら、共著の教科書を2冊公刊した。松浦一夫編著＝稲葉実香＝奥村公輔＝片桐直人＝山中倫太郎共著『憲法入門』（三和書籍、2012年3月）においては、「国会」、「内閣」、「裁判所」を担当執筆し、松村格編＝和知恵一＝鶏徳啓登＝柳瀬昇＝奥村公輔共著『法学と憲法学への誘い』（八千代出版、2013年）においては、「国会」、「内閣」、「裁判所」、「財政・地方自治」を担当執筆した。立法手続はこれらの統治機構論の分野と深く関わっており、これらの執筆を通じて、立法手続に関する日本法の知見を深めることができた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

(1) 奥村公輔、三者間構造としての「内閣提出法律案提出手続と司法審査」、駒澤法学13巻2号、査読無、2013年、未発行のためページ数未定

(2) 奥村公輔、公共政策の評価における議会と会計監査院の役割、日仏法学27号、2013年、未発行のためページ数未定

〔学会発表〕（計1件）

① 奥村公輔、権力分立の一断面としての立法手続、第77回日本公法学会公募セッション報告、2012年10月6日、法政大学

〔図書〕（計4件）

(1) 松村格編＝和知恵一＝鶏徳啓登＝柳瀬昇＝奥村公輔共著、八千代出版、法学と憲法学への誘い、2013年、266頁〔第2編第6章国会、第7章内閣、第8章裁判所、第9章財政・地方自治197-258頁を担当〕

(2) フランス憲法判例研究会編 編集代表辻村みよ子、信山社、フランスの憲法判例II、2013年、426頁〔奥村公輔「42 法律の規範性と明瞭性」207-210頁〕

(3) 松浦一夫編著＝稲葉実香＝奥村公輔＝片桐直人＝山中倫太郎共著、三和書籍、憲法入門、2012年、323頁〔第10章国会、第11章内閣、第12章裁判所の197-267頁を担当〕

(4) 曾我部真裕＝赤坂幸一編、信山社、憲法改革の理念と展開上巻、2012年、796頁〔奥村公輔「法律案修正権の行使とその限界」761-796頁〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

奥村 公輔 (OKUMURA KOSUKE)
駒澤大学・法学部・講師
研究者番号：40551495

(2) 研究分担者

なし